

学校法人鈴鹿医療科学大学役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿医療科学大学の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事及び常勤監事とは、法人において勤務することが常態である次号以外の理事及び監事をいう。
- (3) 教職員理事とは、大学の教職員（学長を含む）として給与の支給を受けている理事をいう。
- (4) 非常勤理事及び非常勤監事とは、前2号以外の理事及び監事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬及び退任慰労金をいう。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費及び宿泊費）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 教職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(報酬等の算出方法)

第4条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額とする。
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める算定式により算出される額とする。

2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第3に定める額とする。
- (2) 退任慰労金 別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬 毎月25日とする。但し、支給日が銀行等の休業日に当たる場合は、直前の営業日に繰り上げて支給する。
- (2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡による退任に伴い開催される理事会の決議後1か月以内とする。

2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬は、理事会等会議への出席及び法人業務のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 非常勤理事及び非常勤監事に対する退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内若しくは退任に伴い開催される理事会の決議後1か月以内とする。
- 4 報酬等は現金により本人に支給する。但し、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行等の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 6 本人が死亡した場合は、その報酬等を遺族に支給する。その場合の順位は学校法人鈴鹿医療科学大学退職金規程第8条の定めるところによる。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、学校法人鈴鹿医療科学大学教職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 前項にかかわらず、非常勤理事及び非常勤監事の旅費は、自宅を起点とし、その都度支給する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。
2. 学校法人鈴鹿医療科学大学役員報酬規程及び学校法人鈴鹿医療科学大学役員退任慰労金規程は、これを廃止する。

別 表

別表第1 常勤理事及び常勤監事の報酬額

理事長	上限 年額50百万円
副理事長	上限 年額30百万円
常勤監事	上限 年額20百万円

別表第2 常勤理事及び常勤監事の退任慰労金算定式

$\text{報酬月額} \times \text{在任期間} \times \text{功績倍率 (1.0} \sim 3.0)$
--

※上記在任期間は1か年単位とし、端数は月割りとする。
但し、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3 非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非常勤理事	理事会等会議への出席	日額5万円以下
	上記の他、法人業務のための勤務	日額10万円以下
非常勤監事	理事会等会議への出席 及び法人業務のための勤務	日額5万円以下

別表第4 非常勤理事及び非常勤監事の退任慰労金

$12\text{万円} \times \text{在任期間} \times \text{功績倍率 (0.0} \sim 2.0)$
--

※上記在任期間は1か年単位とし、端数は月割りとする。
但し、1か月未満は1か月に切り上げる。

学校法人鈴鹿医療科学大学教職員旅費規程

別表第1

一般出張旅費の額 役員については別に定める

	交通費			宿泊費	
	鉄道	飛行機	その他	東京・政令指定都市	その他
理事長	グリーン	実費	実費	25,000円	20,000円
副理事長、学長	グリーン	実費	実費	23,000円	18,000円
理事、監事	グリーン	実費	実費	20,000円	15,000円

附則

この規程は、令和2年3月30日に改正し、令和2年4月1日から施行する。